

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>文化観光局 ※監査時は市民局所属</p>	<p>(26年度)</p>	
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入 4. (5) 仙台市体育館 【指摘 11】（使用料を滞納している場合の納付指導について） 市としての対応について、滞納者に対する「振替不能のお知らせと納入のお願い」1回限りの督促に限らず、手紙や直接面談し滞納解消に努めていることについては評価できるが、担当者が交替する毎にそれまでの回収活動が蓄積される仕組みを整えていないことに問題がある。滞納者との接触、指導内容については記録を残し、組織としてこれを活用することによって滞納解消を促進できるようにすべきである。</p>	<p>平成 29 年 4 月 1 日より債権管理条例が施行されたことに伴い、債権管理業務フローを作成し、収入未済債権の状況及び滞納者との交渉記録等を台帳（収納整理簿）に記録する等、担当者の人事異動等を経ても、継続的な対応が可能になるよう業務体制を整備した。</p>	